

金融取引の電子化

調査部研究員 糸谷 英輝

IT技術の発展、とりわけインターネットの浸透に伴って、金融取引の電子化も進展してきている。多くの金融機関が電子取引サービスの提供(インターネット・バンキングやオンライン・トレーディング)を開始し、電子取引専業の金融機関(インターネット専業銀行やオンライン証券会社)も誕生している。このような金融取引の電子化が成功を収める要因にはどのようなものが挙げられるのであろうか。先ずは国としての電子化推進への取り組みがある。これはPCや通信の普及促進、英語力や教育水準の向上といった電子化推進への土台である。そして取引規制の緩和、金融監督規制の改革、証券の無券面化や決済システムの整備といった金融取引のインフラがある。その上に金融機関による電子取引サービスに関する戦略が展開され、金融取引の電子化が進展していくことになる。但しその前提として電子取引に関する安全性の確立が必要なことは言うまでもない。

電子化先進国の欧米では、土台となる前二者の部分は各国毎には概ね整備されてきている。しかし電子取引サービスについては、証券のオンライン・トレーディングはかなり一般化してきているが、インターネット・バンキングは当初の期待程の進展は未だ見せていないのが実情である。金融取引の電子化を進めるためには顧客の信用を獲得し、取引開始に繋げることが重要であるが、インターネット専業銀行では、信用力が高く、大きな顧客基盤を有する保険会社等が子会社として設立した銀行に成功例が見られる程度である。一般銀行のインターネット・バンキング・サービスでは、インターネットは顧客との様々なチャネルの一つであると位置付けられており、インターネット・バンキングにより新たなビジネスを拡大させる段階までには達していない。

インターネット・バンキングが本来有効な国境を越えるクロスボーダー取引についても、法規制、税制、金融監督等に関する各国間の調和が進んでいないことが障害となっている。オンライン・トレーディングに関しても、各国毎に異なる規制上の問題からクロスボーダー取引が進んでおらず、さらに証券決済システムも各国毎に分断されているために、取引が電子化されても取引の効率化(低コスト化)が進まないという状況にある。今後さらに金融取引の電子化が進展していくためには、一国のみではなく、国際的な枠組みの中で法制や市場規制(顧客保護規定なども含む)、金融監督規制、決済システムの調和等が求められるものである。

翻ってアジア諸国を見てみると、香港、シンガポール等、一部を除いて、電子化進展の土台となるインフラを整備している段階であり、電子取引の浸透には未だ程遠い状況にある。インターネット・バンキングよりも進めやすく、普及しやすいオンライン・トレーディングについても、その前に株式・債券市場そのものの育成が問われている。日本に関しても金融取引の電子化は浸透しつつあるが、法規制、決済システムなど、現在改革途上の課題は多く、欧米の潮流に早く合流しないと、電子化の進む中で大いなる地方市場として取り残される危険性は大きい。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2002 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>